おいて特定の約束が行われた分野及び(ii)可能な限り(i)に規定する分野に含まれない他の分野を対象とするものとし、新規ＡＳＥＡＮ構成国については第一議定書が効力を生ずる日から六年以内に、その他の締約国については当該効力を生ずる日から四年以内に、全締約国間で交換され、及び公表されるものとし、また、必要に応じて、将来の見直し及び改定の対象とすることができる。当該表は、この協定の不可分の一部を成すものではなく、また、第九章に定める紛争解決手続の対象とはならない。当該表には、次の要素を含める。

(a)　分野及び小分野又は事項

(b)　適合しない規定（最恵国待遇、市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類

(c)　措置の法的根拠その他の根拠

(d)　措置の簡潔な説明

注釈　この９の規定は、締約国に対し、当該表に関連する事項に関して他の締約国と交渉を行う義務を課するものと解してはならない。当該表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。また、当該表に含まれる情報は、締約国が新たな措置を導入すること又は変更を行うことを妨げるものではない。この９の規定に基づく見直し又は改定については、当該表の更新のみを目的とする。

10　締約国は、９に規定する表の作成について、他の締約国の要請があった場合には、利用可能な資源の範囲内で、要請を行った締約国に対して技術援助を与えることができる。

第五十・五条　国内規制

1　各締約国は、第五十・十七条から第五十・二十三条までの規定に基づいて特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　(a)　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に基づき速やかに当該決定を審査し、及び正当とされる場合には当該決定に関して適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

(b)　(a)の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

3　各締約国の権限のある当局は、この章の規定に基づく特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、次のことを行う。

(a)　不備がある申請の場合には、申請者の要請に基づき、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、合理的な期間内に不備を是正する機会を与えること。

(b)　申請者の要請に基づき、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c)　申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲内で、申請者に対して、その終了又は拒否の理由を書面により遅滞なく通知すること。申請者は、任意に、新たな申請を再提出することができる。

4　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、提出された申請に対して行政上の決定を行うことについての基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a)　当該基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　当該基準を公に利用可能なものとすることが当該締約国にとって行政上特別の支障を来すこととなる場合を除く。）。

5　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a)　当該権限のある当局による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　(a)に規定する標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

6　各締約国は、他の締約国のサービス提供者についての資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの要件が、特に、次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。

(c)　免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

7　締約国は、自国が特定の約束を行った分野であって、当該特定の約束において定める条件又は制限に従うことを条件としたものについては、この章の規定に基づく自国の義務を次に掲げる態様により無効にし、又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a)　(i)　６(a)から(c)までに規定する基準に適合しない態様

(ii)　当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

(b)　締約国が(a)の規定に基づく義務を遵守しているか否かの決定については、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、少なくとも全締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

8　各締約国は、自由職業サービスに関する特定の約束を行った分野において、他の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

9　サービス貿易一般協定第六条４の規定に関する交渉の結果が効力を生ずる場合において、当該交渉の結果がこの協定の下で効力を生ずるものとするため、適当なときは、全締約国間での協議の後、この条を改正する。

第五十・六条　行政指導

1　締約国の中央政府の権限のある当局は、この章の規定の対象となる事項に関して行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保することが奨励される。また、当該権限のある当局は、当該行政指導が関係者に対してその任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求しないことを確保することが奨励される。

2　１に規定する権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者が行政指導に従わないことのみを理由として不利に扱われないことを確保することが奨励される。

3　１に規定する権限のある当局は、関係者の要請があった場合には、自国の法令に従って、当該関係者に対して行政指導の目的及び内容を書面により提供することが奨励される。

4　この条の規定の適用上、「行政指導」とは、締約国の中央政府の権限のある当局による指導、勧告又は助言であって、行政上の目的を達成するため、ある者に対して一定の作為又は不作為を要求するものであるが、当該者の権利及び義務を創設し、当該者の権利及び義務に制限を課し、又はいかなる意味においても当該者の権利及び義務に影響を及ぼすものではないものをいう。